

令和5年11月犬山市議会定例議会会議録

第7号 12月20日（水曜日）

◎議事日程 第7号 令和5年12月20日午前10時開議

第1 第103号議案から第111号議案まで、
第120号議案及び第121号議案
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

第2 令和5年請願第4号から請願第7号まで
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第103号議案から第111号議案まで、
第120号議案及び第121号議案

日程第2 令和5年請願第4号から請願第7号まで

日程追加 諸般の報告

日程追加 第122号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第9号）

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
統括主査	松澤一悦君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君

市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	舟橋正人君
学校教育課長	大黒澄子君	学校教育課主幹	高木順二君
子ども未来課長	上原真由美君	子ども未来課主幹	伊藤真弓君

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第103号議案から第111号議案まで、第120号議案及び第121号議案

◎議長（柴田浩行君） 日程第1 第103号議案から第111号議案まで、第120号議案及び第121号議案を一括議題とします。

各常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、鈴木総務委員長。

〔総務委員長 鈴木君登壇〕

◎総務委員長（鈴木伸太郎君） おはようございます。総務委員会の審査結果を報告書の朗読でかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、玉置建設経済委員長。

〔建設経済委員長 玉置君登壇〕

◎建設経済委員長（玉置幸哉君） 建設経済委員会の報告を、お手元の書面の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和5年12月20日

犬山市議会議長

柴田浩行様

総務委員長

鈴木伸太郎

日時 令和5年12月14日 午前9時57分から
午前11時57分まで

場所 第1委員会室

出席委員 令和5年12月14日 5名（全員）

付託議案

第103号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（総務委員会の所管に属する附属機関関係）

第106号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 2款 総務費

11款 公債費

第2条の第2表 繰越明許費補正中

2款 総務費

8款 消防費

第3条の第3表 債務負担行為補正中

総務委員会の所管に属する事項

12月11日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第103号議案及び第106号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

民生文教委員会審査結果報告書

令和5年12月20日

犬山市議会議長

柴田浩行様

民生文教委員長

久世高裕

日時 令和5年12月14日 午前9時59分から
午前11時24分まで

場所 第2委員会室

出席委員 令和5年12月14日 6名（全員）

付託議案

第103号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（民生文教委員会の所管

に属する附属機関関係)

第104号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について

第105号議案 犬山市教育委員会委員の任命について

第106号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算(第7号)

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳出 3款 民生費

4款 衛生費(1項保健衛生費)

9款 教育費

第2条の第2表 繰越明許費補正中

9款 教育費

第3条の第3表 債務負担行為補正中

民生文教委員会の所管に属する事項

第107号議案 令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第108号議案 令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第2号)

第109号議案 令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算(第2号)

第120号議案 工事請負契約の締結について((仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園
建築工事(その1))

第121号議案 工事請負契約の締結について((仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園
建築工事(その2))

12月11日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第103号議案、第104号議案、第106号議案から第109号議案まで、第120号議案及び第121号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第105号議案については、全員一致をもって原案のとおり同意すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

建設経済委員会審査結果報告書

令和5年12月20日

犬山市議会議長

柴田浩行様

建設経済委員長

玉置幸哉

日時 令和5年12月14日 午前9時58分から
午後2時46分まで

場所 第3委員会室

出席委員 令和5年12月14日 6名(全員)

付託議案

第106号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳出 4款 衛生費（2項環境費及び3項清掃費）

5款 農林業費

第3条の第3表 債務負担行為補正中

建設経済委員会の所管に属する事項

第110号議案 令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第3号）

第111号議案 令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）

12月11日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第106号議案、第110号議案及び第111号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第103号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する両委員長の報告は可決であります。本案は両委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案、犬山市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案、犬山市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立全員。ご着席ください。よって、第105号議案は原案のとおり同

意されました。

次に、第106号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第107号議案、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第109号議案、令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第110号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案、令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第120号議案、工事請負契約の締結について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その1））を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第120号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第121号議案、工事請負契約の締結について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その2））を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第121号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2 令和5年請願第4号から請願第7号まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、令和5年請願第4号から請願第7号までを議題といたします。

お諮りいたします。令和5年請願第4号から請願第7号までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。令和5年請願第4号から請願第7号までを一括議題といたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果の報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 請願の審査結果の報告をお手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

請願審査結果報告書

令和5年12月20日

犬山市議会議長

柴田浩行様

民生文教委員長

久世高裕

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1. 件名 令和5年請願第4号
『犬山市内学校教員による強制わいせつ行為に関し、犬山市および教育委員会への改善・対応を求める請願』
審査年月日 令和5年9月21日
令和5年12月15日
審査結果 賛成少数で不採択（1名退席）
2. 件名 令和5年請願第5号
『国に保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書』
審査年月日 令和5年12月14日
審査結果 賛成多数で採択
3. 件名 令和5年請願第6号
『安心して子育てできる犬山を目指し、75年ぶりの保育士配置基準改善等を求める請願書』
審査年月日 令和5年12月14日
審査結果 賛成多数で採択
4. 件名 令和5年請願第7号
『「健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願書』
審査年月日 令和5年12月15日
審査結果 賛成少数で不採択

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより民生文教委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 私からは、令和5年請願第4号、犬山市内学校教員による強制わいせつ行為に関し、犬山市および教育委員会への改善・対応を求める請願のうち、第8項のうち、「特に市議会については、教育行政を含めた行政全体をチェックする役割があると考えており、議会からの具体的なアクションを要望します。」という一文がございます。この部分について、一部採択を求める動議を上げます。

犬山市議会は市民に寄り添った議会であると思いますので、一刀両断で請願不採択という選択ではなく、この選択をしていただけるように説明をする機会を与えていただくようにお

願い申し上げます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） この動議に賛成する議員はおみえになりますか。

〔賛成者確認〕

◎議長（柴田浩行君） この動議は所定の賛成者がいないため、不成立となりました。

会議を続行いたします。

これより討論を行います。

最初に、令和5年請願第4号に対する討論を行います。

2番 ビアンキ恵子議員。

〔2番 ビアンキ君登壇〕

◎2番（ビアンキ恵子君） 2番、ビアンキ恵子です。請願第4号、犬山市内学校教員による強制わいせつ行為に関し、犬山市および教育委員会への改善・対応を求める請願について、賛成の立場から討論させていただきます。

初めに、この請願がなぜ出されたかということです。請願者には、現在、犬山市内の小学校と中学校に通われている子どもさんがいます。今回市の対応にとっても不安があるからです。市の対応にたくさんの問題点があると感じているからです。

議員のもとにはいろいろな方が相談にみえますが、よくあるのが名前は出さないでほしいとか、匿名でとか、今回請願を出すことは、請願者にはリスクもあります。住所、氏名など、またYouTubeで顔も出ます。本当に勇気があることであり、議員の皆さんには、この請願を出された請願者の趣旨を理解していただきたいと思っています。

請願者が言われている不安や問題点として、まず1つ目、市は非違行為防止チェックシートの頻度を増やすとありますが、セルフチェックシートを繰り返して行っても意味がありません。なぜなら、この逮捕された教師は、今回自身が起こしたわいせつ行為に対し、男子児童の股間を触り、キスをしたことがわいせつに当たると思っていなかったと発言しています。

2つ目、11月14日、当該教師が懲戒免職となりましたが、私たちが知らなかった情報がCBCテレビの取材で、今回の中学校に異動する前の学校でもわいせつ事件があり、再逮捕されたこと、ということは、ほかにも被害児童が出ていること、そのときに対応できていたら、今回の事件は防げたはずです。

3つ目に、数年前に犬山市内小学校において、わいせつ被害を受けた児童のお母さんが今も一人で戦っています。二度と自分の子どもさんのような被害が出ないために、お母さんは、自分のことならここまでできない、子どものためなら自分の命をかけても守ると言っています。そのお子さんは、自分の学級写真の先生の顔を黒く塗り潰し、テレビなどでその先生の名前の一部が流れても恐怖を感じる。モールなどであったらどうしよう、そんなトラウマに苦しんでいます。だからこそ、今回の請願者からは、自身の請願と、このお母さんからの手紙も参考資料として、各議員に同封され送られ、読まれているはずです。

4つ目に、職員室の前に箱を置いて、いつでも相談に乗れるようにと、現在50件くらいが入ったと聞きました。問題は、わいせつ問題は、子ども自らが訴えるのが簡単ではないことです。

過去の例でも、その先生が子どもさんから人気がある、クラブ顧問で力がある、わいせつ行為を受けても自分の名前が出るのが恥ずかしい、親でさえ言っても無駄だから黙っていて、学校名が出るのは困るなどなど、とても複雑です。

5つ目、この請願の中でも私個人でも、校長先生はじめ、現場の先生たちは本当に頑張っていていただいていますとずっと言ってきました。だからこそ、一部の教師のために忙しい中で何度もセルフチェックシートを行うなど失礼です。

今回の請願は、改革のための大きな一歩になるものです。大事なことは、1人の議員より、会派や委員会からより、議会から行政の提言はとて重いと考えています。

請願の制度趣旨はこうあります。「議会が住民からの意見、希望、要望を受け、それらを政策として反映されるようにすることにある」そうありました。今回の請願の趣旨を理解していただき、採択し、請願者、保護者、議会、教育委員会が一緒になって、よりよい解決策を話し合うことが大事です。

犬山の子どもは犬山でと言うなら、ぜひ採択していただきたくよろしくお願いします。

最後に、一個人として、会派、党を超えて判断してください。私たち議員は言うまでもありませんが、市民の代表で代弁者です。今回の請願の趣旨を理解してください。自分の子どもさんが、お孫さんが被害に遭ったらと考えてほしいです。

以上で、私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 令和5年請願第4号に対する討論は終わりました。

次に、令和5年請願第5号及び請願第6号に対する討論を行います。

3番 増田修治議員。

〔3番 増田君登壇〕

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。請願第5号、国に保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書、及び第6号、安心して子育てできる犬山を目指し、75年ぶりの保育士配置基準改善等を求める請願書の2件について、反対の立場から討論をさせていただきます。

保育士の皆様には日頃より、保育の現場にてご尽力賜り、まずは感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

それでは、まず、保育士の配置基準についてです。

さて、先般の報道にて、保育士の配置基準が一部見直され、こども未来戦略案に盛り込むことが示されました。4歳から5歳を現行の30人から25人に、3歳児を20人から15人へと見直しをすとの改善策が政府より発表され、76年ぶりに保育士の配置基準が見直されることとなりました。

そして、犬山市については、現状の国基準より手厚くしており、ゼロ歳児3人に対し3人、1歳児6人に対し5人、2歳児6人に対し6人、3歳児20人に対し18人、4歳児30人に対し26人、5歳児30人に対し28人としており、現状の国の基準を上回る対応を行っております。

今後は、先ほどの新たな配置基準に、犬山市も準ずる形となっていくことと思います。よって、配置基準の改善については、国としても、市としても適切な動きを見せており、保育の充実に向け取り組んでいると考えます。

また、ほかの市にはない、犬山市独自の方策として、紙おむつ公費による回収や、園内環境整備のための用務員の雇用、登降園システムの導入、フリー保育士の配置などを行い、他自治体よりも手厚くしている方策も行っており、現状としても、市は適切に取り組んでおり、保育の充実に向け動いているものと考えます。

続いて、ゼロ歳児から2歳児の保育料軽減の取組についてですが、現状、幼児教育・保育無償化により、3歳児以上の保育料は無料となっており、ゼロ歳児から2歳児については、保育料を、保護者の所得階層により算定をし、徴収をしております。

また、国の制度により、一定の所得以下の世帯の保育料は無料となっております。さらに、犬山市は独自の施策として、多子多胎子育て支援施策があり、第3子以降の保育料については無償としております。

限られた財源の中、犬山市独自の子育て支援施策の充実を図っており、適切な取組を行っているものと考えます。

続いて、児童クラブについてですが、実施場所については、利用児童の安全確保の観点から、順次、小学校内で実施できるよう、市としても、学校と協議を重ね進めております。利用児童数の人数により、実施場所を分割して実施するなど、臨機応変に対応しており、環境整備について適切に取り組んでいるものと考えます。

犬山市としては、ほかの自治体にはない独自の施策を数多く行っており、積極的に保育環境、質の向上に取り組んでおります。

以上のことから、今回の請願の趣旨には賛同できないと考え、反対討論を述べさせていただきます。

議員各位におかれましては、本件について、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、11番 岡 覚議員。

〔11番 岡君登壇〕

◎11番（岡 覚君） こんにちは。日本共産党犬山市議団、岡 覚です。私は、ただいま議題となっております請願第5号並びに請願第6号について、題名については、議長及び今の反対討論者、増田議員から紹介あったとおりであります。この2つの請願に対して、採択すべき賛成の立場から討論をさせていただきます。

3点のことを申し上げたいと思います。

1点目は、請願趣旨や請願項目に全く賛同できるからであります。

請願第5号につきましては、請願の趣旨の中に、こう述べられています。「この間、全国各地の自治体から、保育士の配置基準改善を求める意見書が国に提出され、本年7月には、愛知県議会でも意見書が、全員一致で可決され、国に提出されました。」と述べています。そして、政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、こども未来戦略方針を閣議決定しました。

その中で、「保育士配置基準の1歳児6対1を5対1に、4歳、5歳児30対1を25対1とする提案が盛り込まれました。保育関係者が長年願っていた戦後75年以上変わらない配置基準の改善が、ようやく動き始めました。しかし、今回の保育士配置基準の改善について、

改善を行う必要な保育士が確保できないという議論もあり、配置基準の抜本的改善が絵空事になる懸念も払拭できません。」と述べられています。

そして、請願項目は、国に対して保育士配置基準改善を求める意見書を提出してくださいです。賛同できるではありませんか。

請願第6号は、請願趣旨としてこう述べられています。「政府は国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、こども未来戦略方針を閣議決定しました。子どもたちにもう一人保育士をの願いが大きな世論となり、75年ぶりの配置基準改善が盛り込まれました。この間、保育施設の職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担は増大し、低賃金が続いています。その結果、人手不足を招き、職員を疲弊させ、現場のゆとりが失われています。この実態が、保育現場での痛ましい事故や、不適切な保育などの要因の一つになっていることは否定できません。今乳幼児期からの安心できる子育てのためには、日常的に子どもの育ちと子育て家庭を支える社会資源としての保育、学童保育にゆとりを生み出す施設が必要です。子どもの権利保障のために、保育現場の職員増員をはじめ、保育、学童保育に関わる基準や施設の抜本的な改善を求め、下記について請願します。請願事項1、保育園、児童クラブの職員配置基準を引き下げ、職員を増やしてください。2、0・1・2歳児の保育料軽減の取組をしてください。3、学童クラブで過ごす子どもたちが、毎日安心して伸び伸びと過ごすことができるように、子どもの人数に合った環境を整備してください。」これ、賛同できるんじゃないですか。私は賛同する立場で、採択を主張いたします。

2点目です。先ほど、増田議員のほうから、国の動き、犬山市の動き、これは適切な動きであり、充実を求めている動きだということが紹介されました。僕もそのとおりだと思います。しかし、だからといって、住民の皆さんから上がってきたこの保育の充実を願う請願に反対する理由にはならないと思うんです。これは詭弁だと思うんですね。

今、世界中の人が知っている大谷翔平選手ですね。こんな趣旨のことを言っています。「みんな同じ方向を向いて努力する。これが大事なんだ。」ということなんですね。ですから私は、住民に一番身近な市町村の議会が、この住民の願いをしっかりと受け止めて、そのベクトルとして、矢印の方向に動かしていく、こういう役割を果たすことは大事だと思うんですね。これが私がぜひ皆さんにも賛同して採択をしてほしいという理由の2番目です。

3点目、委員会で採択となりました。この委員会が終わった後、関係者が本当にうれしそうな声を上げて、ありがとうございましたと言って、委員会室を後にしました。この声が私の心の中に残っています。

私は、住民たちのこういう喜ぶ顔が見たい。そしてこれが、子どもたちの笑顔につながる、こう信じて議員活動を続けてきました。今回の請願も採択をすることによって、住民たちの喜ぶ顔が見れる。そして、それが子どもたちの笑顔につながる、こう信じています。

ぜひ皆さんで採択してくださるよう、私として願いを込めて申し上げ、私の賛成討論いたします。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 令和5年請願第5号及び請願第6号に対する討論は終わりました。

次に、令和5年請願第7号に対する討論を行います。

5番 小川隆広議員。

〔5番 小川君登壇〕

◎5番（小川隆広君） 5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。私は、請願第7号、「健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願書に、採択すべき賛成の立場で討論をさせていただきます。

賛成する理由は、大きく1点であります。

請願者の求める、健康保険証の廃止はしないこと、マイナ保険証は一旦中止し、再検討をすることの意見書を、基礎自治体として国に意見することは大変重要であると考えています。

マイナンバーカードへの保険証の一本化に際しては、保険証のひもづけで、大変多くの誤った登録、それによって別人の医療情報が閲覧をされた。医療機関の窓口で、該当資格なしと表示され、10割負担を求められたなど、様々な問題が発生をいたしました。

また、医療行為を受ける際に、パスワードが必要になりますが、認知機能に障害を持たれた方はどうするのか。代理交付、申請補助など、第三者によるマイナンバーカードの管理もありますが、医療介護現場への負担にも解決策が見いだされないまま、来年の秋には、経過措置が設けられながらも強行されようとしています。

デジタルトランスフォーメーションの推進は、将来の日本を見据えた上で大変重要な施策であることは理解はできますが、先ほど申し上げた、認知機能に障害を持たれた方をはじめ、まだまだ多く存在するデジタル弱者を置き去りにしていくことは容易に想像ができ、医療、介護の現場から寄せられる不安の声からも、生命に関わる危険性が排除しきれていないことが容易に想像できます。

新たに資格証明書を発行して対応とのことですが、マイナ保険証だけでこれだけの混乱があったことから、新たに資格証明書という制度が混在すれば、医療機関がより大変な状況になることも予想がされます。

マイナンバーカードへの保険証一本化に際して、1年の執行猶予を設けるとのことですが、この猶予期間は、転職などで保険資格が変わった際には、1年の執行猶予期間を待たず使えなくなることや、さきの資格証明書もあわせて、大変複雑なことをやろうとしています。

よって、この1年の猶予期間では、デジタル弱者を救済できるとは到底思えませんし、デジタル弱者を少しでも救済しようとする取組が全く見えてきません。

最近ではマイナンバーカードの電子証明書の期限に関わるトラブルも出ています。

まだまだ周知不足です。立ち止まって再検討する必要があると考えます。

市民や市内医療機関の現状の健康保険証の存続を求める声、再検討することの声を、基礎自治体として国に意見することは、大変重要であると考えているため、改めて採択すべきであると考えています。

議員の皆様におかれましても、DX推進を否定するのではなく、DX推進のためにPDCAサイクルで言うところの、チェックを求める観点から、ぜひとも賛同いただきますようお願いを申し上げ、請願第7号、「健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願書に対する賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、8番 小川清美議員。

〔8番 小川君登壇〕

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。請願第7号、「健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願書について、反対の討論をさせていただきます。

デジタル技術の進展により、国民一人一人の状況に応じたきめ細かいサービスが、低コストで提供されるようになってきました。国はデジタルの活用で、これをさらに推進し、誰一人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会を目指すとしています。そして、行政においても、手続のオンライン実施の原則化や、行政機関間の情報連携等によって、極力添付書類を不要とすることなど、順次進められています。

そして、マイナンバーカードは、これらを実現するための基盤となるものであり、このカードの活用の一つに挙げられているのが、健康保険証としての利用であります。

請願趣旨の中に、健康保険証廃止は、事実上マイナンバーカード取得につながるとありますが、そもそも進展するデジタル社会に向けて、積極的に普及すべきものと考えます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する受診者側からのメリットは、本人の同意に基づき、処方薬の履歴や過去の特定健診の情報等が医療機関、薬局に提供でき、医師等からより多くの種類の正確な情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができる点がまず挙げられますし、医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、患者さんが一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続をする必要がなくなります。

また、マイナポータルから保健医療を受けた記録が参照できるため、領収書を保管、提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができるとされています。

さらに、医療機関側からは、医療現場での受付業務やレセプトの返戻を回避することによって、スタッフの確認事務などの軽減を減らすことや、医師が迅速に薬などの情報を確認できることによって、よりよい診療につなげることができるかとされています。

なお、マイナンバーカードの取得は、あくまでも任意とされており、カードを持たない方や、カードを取得していても、健康保険証利用の申込みをされていない方については、これに代わる資格確認書が発行されることで、医療機関の受診に支障にならないような配慮がされることとされており、2024年秋以降も交付済みの保険証を、最長1年後まで使える猶予期間を設けるとしています。

合わせて、既にマイナ保険証の利用登録をされた方についても、解除ができるようになることとされており、一度申し込んだ方でも、ご自身で選択ができるという情報を得ております。したがって、健康保険証の廃止は何ら問題はないと考えます。

一方で、マイナンバーカードのひもづけ誤りなどによってトラブルが発生しているということも事実ではありますが、これらは導入当初で利用者が不慣れなことなど、過渡期における一時的な問題ではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、患者の保険が分からず、10割請求をすることがないよう、方針が定められたところでありますし、高齢者施設からの心配な声についても、暗証番号なしのマイナンバーカードの新たな交付などの方向性が示されるなど、一定の改善がなされています。

このほかにも、政府はミスを防ぐシステム改修など、再発防止策に取り組んでいることはご承知のとおりでございます。

マイナンバーカードがないからといって、公的保険診療から遠ざけられ、国民の命と健康が脅かされるということはないと確信をしております。そして、私たちの健康づくりのためには、個人や医療機関が医療に関するデータを上手に活用することが有効であるということ強く訴えさせていただきます。

以上、請願第7号、「健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願書については、その趣旨に賛成できない立場から、意見を述べさせていただきました。議員各位におかれましてはご賛同いただきますよう、改めてお願いを申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 令和5年請願第7号に対する討論は終わりました。

以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願の採決を行います。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

再 開

午前10時52分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席委員は15名であります。

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

最初に、令和5年請願第4号、犬山市内学校教員による強制わいせつ行為に関し、犬山市および教育委員会への改善・対応を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員会の報告は不採択であります。令和5年請願第4号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立少数。ご着席ください。よって、令和5年請願第4号は不採択と決しました。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

再 開

午前10時53分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席委員は18名であります。

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、令和5年請願第5号、国に保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。令和5年請願第5号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立少数。ご着席ください。よって、令和5年請願第5号は不採択と決しました。

次に、令和5年請願第6号、安心して子育てできる犬山を目指し、75年ぶりの保育士配置基準改善等を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。令和5年請願第6号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立少数。ご着席ください。よって、令和5年請願第6号は不採択と決しました。

次に、令和5年請願第7号、「健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。令和5年請願第7号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立少数。ご着席ください。よって、令和5年請願第7号は不採択と決しました。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

再 開

午前11時11分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま当局から追加議案1件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第122号議案を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 第122号議案

◎議長（柴田浩行君） 第122号議案を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、第122号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

この補正予算は、物価高騰対策として、国の補正予算により措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する、学校給食無料化事業などの予算を計上するもので、速やかな対応が必要となるため、追加提案としてご審議をお願いするものでございます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額から162万2,000円を減額し、総額を308億9,330万8,000円と定めるものです。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは歳出からご説明いたします。

3款民生費では、物価高騰対策として、民間保育所に対する給食費の軽減対策支援事業として補助金を計上し、9款教育費では、小学校及び中学校の給食費無料化のための財源更正、私立学校へ通う児童生徒に対する学校給食費補助金を増額するほか、無料化により、給食費への援助が必要なくなるため、要・準要保護児童援助費等の減額を計上するものです。

歳入では、国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を計上したほか、県補助金では、民間保育所給食費軽減対策支援事業県補助金を計上し、諸収入では、小学校及び中学校の給食費を無料化したことに伴う歳入の減額を計上し、財源調整として、財政調整基金からの繰入金金の減額を行いました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで議案精読のため、午前11時30分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

再 開

午前11時30分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第122号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。第122号議案から2件、質疑させていただきます。

1億1,442万9,000円という金額が示されておりますが、内示書を見ますと、交付限度額で1億1,654万2,000円という数字も記載されております。これは限度額というのは国から示された額なのでしょうか。

ちょっと質疑したいのは、1億1,442万9,000円の事業をするということと言うと、国からその分を交付金として市のほうに出しますということなのか、国から交付限度額として1億1,654万2,000円という枠があるので、その中で事業をなささいというふうなのか、どういう何て言うか、国とのやり取りでこの金額になったのでしょうか、質疑します。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、推奨事業メニュー分としては、1億1,654万2,000円が限度額となっております。この推奨事業のうちの211万3,000円につきましては、先に11月29日に議決いただきました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で使っておりまして、その分を引いた金額が、1億1,442万9,000円という形になっております。今回上げさせていただくのは、この分ということになります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 分かりました。

2件目です。先ほど部長もおっしゃられた、推奨事業メニューというのは、多分これ私、昨年度の同じような補正予算でも同じような質疑したかと思うんですが、推奨事業メニューというのは、ほかにどんなものが、国のほうから示されたのでしょうか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 推奨事業メニュー自体、非常に多岐にわたりますが、今回この事業をどうやって選択したかというところの説明で代えさせていただきたいと思えます。

今回の先ほど申しました交付金につきましては、交付の対象となる事業は令和5年度の予算と、令和5年度の予算に計上された予備費で実施する事業という縛りがございます。それによって令和6年度事業に充てるのではなくて、令和5年度事業に活用するということが前提です。

この事業の決定に当たっては、幹部連絡会で庁内各課に、推奨メニュー等も踏まえて、募集を行いました。6月予算計上、6月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものの補正予算をお願いした際に、11事業を各課から上がってきたというものの、それを基に、ほかにありませんかという形でやったんですけども、新規のものがなかった中で、その11事業の中で、広く市民に行き渡る事業、それから子育て世帯への支援につながる事業というポイントで、今回のこの給食費というのを選択させていただいた、そういう経緯でご

ございます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、第122号議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

令和5年11月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第122号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第9号）

◎議長（柴田浩行君） 続いて、申し上げます。

ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

再開

午後1時15分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

民生文教委員長から、委員会の審査結果報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を、お手元に配付した報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

民生文教委員会審査結果報告書

令和5年12月20日

犬山市議会議長

柴田浩行様

民生文教委員長

久世高裕

日時 令和5年12月20日 午前11時37分から

午前11時44分まで

場 所 第2委員会室

出席委員 令和5年12月20日 6名(全員)

付託議案

第122号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算(第9号)

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第122号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長(柴田浩行君) 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長(柴田浩行君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

第122号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長(柴田浩行君) 異議なしと認めます。よって、第122号議案は原案のとおり可決されました。

◎議長(柴田浩行君) 以上で、11月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日12月21日から令和6年1月9日まで休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長(柴田浩行君) 異議なしと認めます。

これをもって、令和5年11月犬山市議会定例議会を閉じます。

午後1時17分 散会

本議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第103号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 12. 20
第104号議案	犬山市国民健康保険税条例の一部改正について	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 12. 20
第105号議案	犬山市教育委員会委員の任命について	令和5年. 11. 29	同意	令和5年. 12. 20
第106号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算(第7号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 12. 20
第107号議案	令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 12. 20
第108号議案	令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第2号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 12. 20
第109号議案	令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算(第2号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 12. 20
第110号議案	令和5年度犬山市水道事業会計補正予算(第3号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 12. 20
第111号議案	令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算(第2号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 12. 20
第112号議案	犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 11. 29
第113号議案	犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 11. 29
第114号議案	犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 11. 29
第115号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算(第8号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 11. 29
第116号議案	令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第3号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 11. 29
第117号議案	令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算(第2号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 11. 29
第118号議案	令和5年度犬山市水道事業会計補正予算(第4号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 11. 29
第119号議案	令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算(第3号)	令和5年. 11. 29	原案可決	令和5年. 11. 29

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第120号議案	工事請負契約の締結について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その1））	令和5年. 12. 8	原案可決	令和5年. 12. 20
第121号議案	工事請負契約の締結について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その2））	令和5年. 12. 8	原案可決	令和5年. 12. 20
第122号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第9号）	令和5年. 12. 20	原案可決	令和5年. 12. 20
請願第4号	犬山市内学校教員による強制わいせつ行為に関し、犬山市および教育委員会への改善・対応を求める請願	令和5年. 9. 1	不採択	令和5年. 12. 20
請願第5号	国に保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書	令和5年. 11. 29	不採択	令和5年. 12. 20
請願第6号	安心して子育てできる犬山を目指し、75年ぶりの保育士配置基準改善等を求める請願書	令和5年. 11. 29	不採択	令和5年. 12. 20
請願第7号	「健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願書	令和5年. 11. 29	不採択	令和5年. 12. 20
陳情第18号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書	令和5年. 11. 29	拝聴しました	——
陳情第19号	「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書	令和5年. 11. 29	拝聴しました	——
陳情第20号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情	令和5年. 11. 29	聞き置く	——
陳情第21号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める陳情書	令和5年. 11. 29	聞き置く	——